

令和4年度八王子市農業委員会第7回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月25日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時02分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 田 中 政 博  | 2 番 米 津 元 一  |
| 3 番 菱 山 史 郎  | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 美濃部 弥 生  | 6 番 澤 井 博    |
| 7 番 小 林 裕 恵  | 8 番 熊 澤 治 彦  |
| 9 番 原 島 元 義  | 10 番 馬 場 貴 大 |
| 11 番 峰 尾 幸 代 | 12 番 菱 山 まり子 |
| 14 番 有 竹 満 次 |              |

農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 門 倉 豊   | 16 番 井 上 正 芳 |
| 17 番 内 田 寛   | 18 番 内 田 清 文 |
| 19 番 和 田 一 彦 | 20 番 大 塚 隆 廣 |
| 21 番 町 田 裕 通 | 22 番 田 中 道 夫 |

- 5 欠席委員 (1名)

- 13 番 坂 本 真 一

- 6 事務局職員出席者

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局長 大 津 仁 利 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 福 島 絵 美  | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太  | 主 任 原 清 貴   |

## 令和4年度(2022年度)

### 八王子市農業委員会 第7回総会 議題

(令和4年10月25日)

#### 【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

#### 【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 農地の権利移動許可について
- 第9 農地の権利移動許可について
- 第10 調整区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の許可について
- 第11 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第12 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第13 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 一般社団法人東京都農業会議 令和4年度農業功労者表彰候補者の推薦について

#### 【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について
- 第17 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第7回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第13番坂本真一委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」  
9月1日から9月30日までの届出分（10件）  
第2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」  
9月1日から9月30日までの届出分（19件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
（1件）

議 長 報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。  
所有者について、大船町在住の1名。  
願出地は上川町にある1筆、170㎡。登記地目は「畑」。現況は「資材置場」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

議 長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。  
願出地が農業経営を引き続き行っていること（4件）

議 長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」  
譲受人の住所は式分方町。申請地は川口町の市街化調整区域の4筆。登記地目、現況地目は「畑」。面積は990㎡。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。10月11日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人からお話を伺いました。譲受人は、代々農業を営

む農家で、主に果樹園と露地野菜を中心に農業経営を行っています。当該地は、作付けはなく休耕状態でした。所有権が移転したら、所有している農機具で草刈りや耕うんを行い、造園業のための植木を植えたり露地野菜を栽培するなど、隣接する自身の農地と一体的に維持管理するとのことでした。今後は、譲受人と息子と孫と共に農作業に従事していくとのことでしたので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第7「農地の権利移動許可について」を議題にします。

事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可について」

譲受人の住所は犬目町。申請地は犬目町の市街化調整区域の1筆。登記地目、現況地目は「畑」。面積は1,127㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。10月11日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人からお話を伺いました。譲受人は、代々農業を営む農家で、主に露地野菜を中心に農業経営を行っています。当該地は、きれいに耕うんされ、一部ではノラボウナが作付けされていました。所有権が移転したら、来年はネギを作付けし、隣接する自身の農地と一体的に維持管理していくとのことでした。譲受人は、皆様ご存じのとおり農業委員として活躍され、道の駅、スーパー、学校給食に出荷す

るなど実績も十分ありますし、今後も妻と共に農作業に従事していくとのことでしたので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第7については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第8「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農地の権利移動許可について」

譲受人の住所は宇津木町。申請地は宇津木町の市街化区域の1筆。登記地目、現況地目は「畑」。面積は47㎡。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。10月11日、事務局職員とともに当該農地の調査を行いました。また、譲受人から、今後の営農計画について聞き取りを行いました。今回、申請があった農地は、八王子市が管理するいわゆる赤道ですが、道としての機能が失われていることから、隣接する農地で農業経営を営む譲受人に払下げしようとするものです。当該地を確認したところ、譲受人が所有する農地と一体的に耕うんされた状態となっておりました。現在は腰痛のため農作業を休んでいるとのことですが、春からはトウモロコシ等を作付けしていく計画とのことでした。祖父から農業技術や農業知識を学び、また10年以上にわたって農業に従事されていることから、今後も農地として耕作をしていくことに問題はないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第8については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第9「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農地の権利移動許可について」  
譲受人の住所は大和田町六丁目。申請地は大谷町の市街化区域の1筆。登記地目、現況地目は「畑」。面積は1,547㎡。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。10月13日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と従事者と面談を行いました。譲受人は平成24年に市内で初めて誕生した新規就農者で、現在は、4,000㎡以上の農地を借り受けています。当該地は、作付けはなく雑草が繁茂していました。農地の取得後は、草刈りを行い、たい肥をすき込んで作付けに適した状態にしてから、サツマイモやニンジン、カボチャなどを作付けしていくとのことでした。収穫物は、取引のあるレストランや友人・知人へ販売するほか、当該地で開催する収穫体験のイベントでの配布を予定しているとのことでした。繁忙期には臨時雇用の方々と一緒に従事していくとのことでしたので、今後の農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第9については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第10「調整区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「調整区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の許可について」について説明  
申請人は小比企町に在住。申請地は小比企町にある土地1筆、面積は523㎡。当該地は、市街化調整区域のうち用途地域が定められている第3種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。10月4日、事務局職員とともに、現地調査を実施しました。今回の転用計画は、当該地に隣接する土地に長屋集合住宅を建築することに伴い、その付帯施設として、居住者用の駐車場へと転用しようとするものです。入居戸数が6世帯であるため、居住者の生活環境の向上を図ることを目的とし、各世帯につき1台分の駐車スペースを整備する計画です。現地を確認したところ、当該地の周辺に農地はあるものの、フェンスやブロックにより被害を防ぐ計画であるため、転用による影響は生じません。また、当該地は、市街化調整区域内にありますが、市街地化の傾向が著しい区域内で、緑化計画等に関する土地利用適合証の交付見込みがあるため、転用に当たって支障はありません。農地を農地として利活用することも重要ですが、今回のように、転用制度に基づき、地域住民の居住環境を整備することも同様に重要だと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。



【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。  
貸し手について、住所は八王子市小比企町、利用権を設定する土地は小比企町の 8 筆、5,448 m<sup>2</sup>。利用権の種類は、賃借権。存続期間は 15 年間。  
借り手について、住所は八王子市小比企町。  
農業専従者は 1 人。農作業従事日数は年間 310 日。経営作目は野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

10 月 14 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する農地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供があり、土地所有者との話し合いを通じて、借り受けることになりました。当該地は、小比企町にある農地で、現在は全体的に耕うんがかかり、きれいに管理されていました。今後は、ネギ、キャベツ、ピーマンを栽培する計画で、収穫した野菜は、学校給食へ納品するとのことでした。来年以降については、道の駅八王子滝山やマルシェはちおうじ、ヤオコー罐水店への出荷も検討しているとのこと。借り受け人は、民間企業に 20 年ほど勤務された後、生産と販売を含めた経営者としての感覚を身に付けるため、東京農業アカデミーに入所し、生まれ育っ

た八王子の農業を支える一人になりたいという強い思いを持って、新規就農者となりました。若手農業者の新規参入は、地域の活性化につながるだけでなく、他の農業者にも良い刺激になると思います。借り受け人が小比企地区の農業者と協力しながら、安定した農業経営ができるよう応援していきたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第12「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。所有者について、住所は八王子市裏高尾町、東京都大田区下丸子一丁目、茨城県取手市本郷一丁目の3名。願出地は裏高尾町にある5筆、1,515㎡。登記地目は「畑」。現況は「原野及び山林」、現況となった時期は「平成3年ころ」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員 それではご報告いたします。10月7日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。申請地は合わせて5筆になりますが、裏高尾町の2筆は京王バス「駒木野」バス停から約130m北に位置し、その他の3筆は同じく「駒木野」バス停から約180m北西に位置します。現地の様子ですが、裏高尾町の2筆では雑草や雑木が繁茂している状態、その他の3筆では樹木が生い茂っている状態でした。以上のこと

から、長年耕作の用に供されていないため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題します。事務局より説明願います。

事務局

第13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は八王子市石川町、耕作面積は5,671.15㎡。相続開始年月日は令和4年2月21日。相続人について、住所は八王子市石川町、年齢は82歳、被相続人との続柄は「妻」。適用を受けようとする農地は八王子市石川町にある8筆、5,065㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和40年1月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員 それではご報告いたします。10月12日、事務局と現地を確認するとともに、願出者と息子さんからお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、石川町の8筆は生産緑地指定を受けている農地です。石川町の1筆では、北側に育苗用のハウスがあり、南側ハウス内ではコマツナが栽培されていました。その他の3筆では、オクラ、トウガラシ、ピーマン、サトイモ等が作付けされていました。その他の1筆では、ナス、ピーマンが作付けされ、その他の1筆では、ハウス内でコマツナが栽培されていました。その他の2筆では、サトイモ、ダイコン、ハクサイ等が作付けされていました。いずれも作付けされ

ていない部分は、草刈り、耕うん状態でした。願出者の家は代々、農業を営んでおり、結婚前は実家で稲作の手伝いをし、結婚後の昭和40年頃から夫と一緒に露地野菜の栽培をしてきました。現在も年齢に応じ、可能な範囲で農作業を続けており、息子さんと一緒に従事しています。収穫物は、道の駅、スーパー、学校給食等に出荷しています。農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題します。事務局より説明願います。

事務局

第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は八王子市加住町一丁目、耕作面積は4,190㎡。相続開始年月日は令和4年2月12日。相続人について、住所は八王子市加住町一丁目、年齢は62歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は八王子市加住町一丁目にある4筆、3,397㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成30年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。10月13日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、加住町一丁目の4筆は地区番号121番の生産緑地指定を受けている農地です。その中の2筆ではイチゴ、ナス、ミニトマト、

ダイコン、ショウガ、ラッカセイ等が作付されており、作付けない部分は耕うん状態でした。また、その中の1筆ではタケノコが栽培され、その中の1筆はクリやウメなどの果樹が植えられていました。収穫物は、自家消費のほか、近所の方々に配っているとのことで、今後は妻や妹の力を借りながら、道の駅八王子滝山への出荷を予定しているそうです。願出者は、父と共に農作業を行いながら、インターネットや農業書籍を用いて農業技術を習得するなど自ら学ぶ姿勢もあり、今後も家族と協力しながら農業経営を続けていくとのことでした。農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第15「一般社団法人東京都農業会議令和4年度農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題します。事務局より説明願います。

事務局

第15「一般社団法人東京都農業会議令和4年度農業功労者表彰候補者の推薦について」  
候補者について、住所は東中野。推薦理由等を説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第15については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、候補者を推薦することに決定しました。第 16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局  
議長

第 16「農地の権利取得の届出について」を報告。（1 件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局  
議長

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。  
「納税猶予期限が確定したことの通知」（1 件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 2 番 米 津 元 一 委 員

第 3 番 菱 山 史 郎 委 員

を指名します。よろしく願います。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 7 回総会を閉会します。

《午後 3 時 02 分閉会》